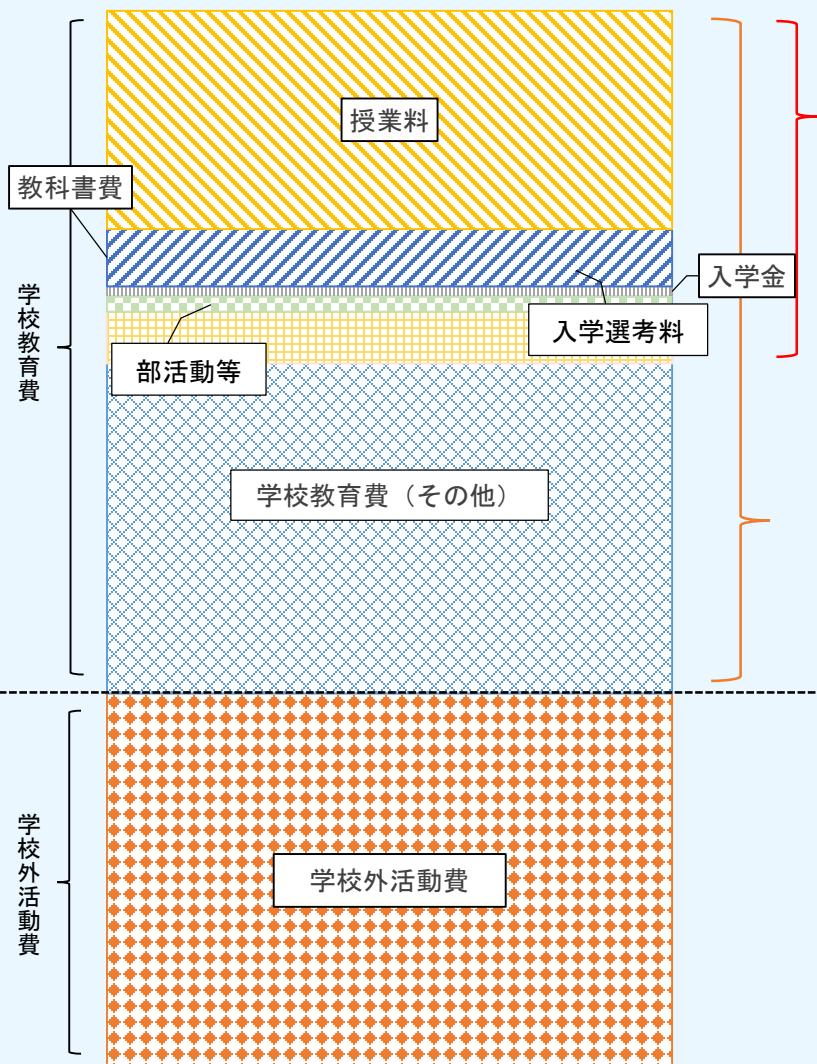


岩手県教育委員会などで行っている授業料減免等の制度についてお知らせします。

学校でかかる費用の構成と給付制度

※参考 子供1人当たりの学習費の構成例



※資料：文部科学省「学習費調査」より抽出し作成

◎各給付事業の詳細は、対応する番号のページをご確認ください。

※学校教育費：入学金、入学検定料、授業料、修学旅行費、教科書費、教科外活動費など

【学校教育費に関する制度】

- ①高等学校等就学支援金制度
- ②県立高等学校授業料減免制度
- ③岩手県高等学校専攻科修学支援金制度
- ④特別支援教育就学奨励費制度
- ⑤高等学校定時制課程教科書及び通信制課程教科書学習書給与制度
- ⑥岩手県公立高等学校学び直し支援金制度
- ⑦岩手県高等学校体育連盟強化事業費補助金
- ⑧岩手県高等学校文化活動支援事業費
- ⑨公立高等学校生徒等奨学給付金 **【拡充】**
- ⑩1人1台端末(学習用端末)の貸与 **【新規】**

【大規模災害の影響や物価高騰等で家計が急変した方】

- ⑪県立高等学校入学選考料免除制度
 - ⑫県立高等学校入学料免除制度
 - ⑬県立高等学校通信制受講料免除制度
 - ⑭県立高等学校寄宿舎料免除制度
 - ⑮いわての学び希望基金教科書購入費等給付事業
 - ⑯いわての学び希望基金被災地生徒運動部活動支援費補助金
 - ⑰いわての学び希望基金被災地生徒文化活動支援費補助金
- ※①, ②, ③, ⑤, ⑥も該当する場合あり

※学校外活動費：補助学習費(家庭内学習費、学習塾費等)、地域活動、芸術文化活動など

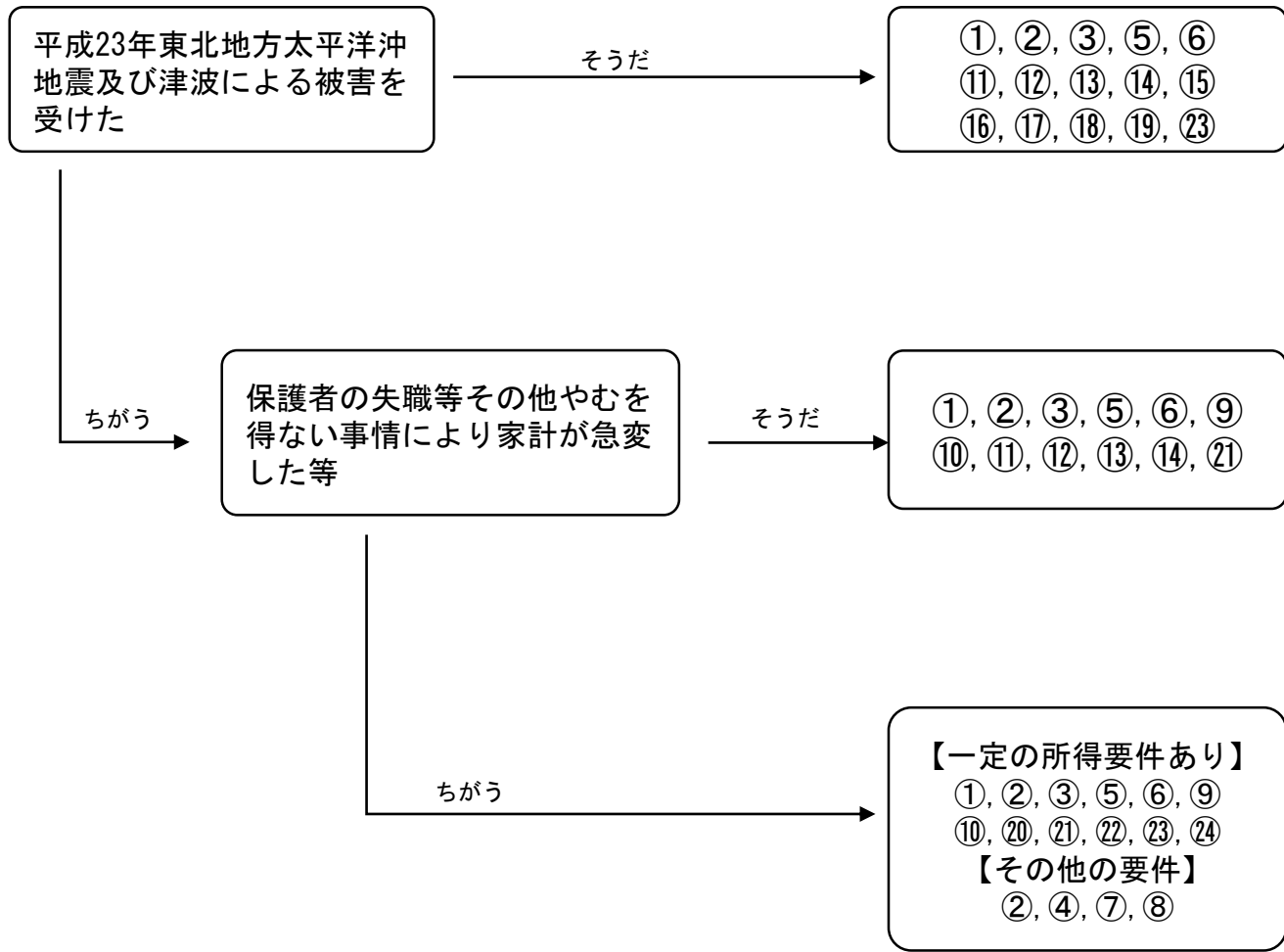
【その他給付等制度】

- ⑱いわての学び希望基金奨学金
 - ⑲いわての学び希望基金大学等進学支援一時金
 - ⑳高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金貸付制度
- ※⑨も該当する場合あり

【岩手育英奨学会】

- | | |
|-------|-----------------|
| ㉑タイプA | ㉒タイプB |
| ㉓タイプC | ㉔タイプD (大学等進学支援) |

< 該当給付事業早見表 (参考) >



該当する可能性のある
給付事業

【給付事業名】

- ① 高等学校等就学支援金制度
- ② 県立高等学校授業料減免制度
- ③ 岩手県高等学校専攻科修学支援金制度
- ④ 特別支援教育就学奨励費制度
- ⑤ 高等学校定時制課程教科書及び通信制課程教科書学習書給与制度
- ⑥ 岩手県公立高等学校学び直し支援金制度
- ⑦ 岩手県高等学校体育連盟強化事業費補助金
- ⑧ 岩手県高等学校文化活動支援事業費
- ⑨ 公立高等学校生徒等奨学給付金
- ⑩ 1人1台端末(学習用端末)の貸与
- ⑪ 県立高等学校入学選考料免除制度
- ⑫ 県立高等学校入学料免除制度
- ⑬ 県立高等学校通信制受講料免除制度
- ⑭ 県立高等学校寄宿舎料免除制度
- ⑮ いわたの学び希望基金教科書購入費等給付事業
- ⑯ いわたの学び希望基金被災地生徒運動部活動支援費補助金
- ⑰ いわたの学び希望基金被災地生徒文化活動支援費補助金
- ⑱ いわたの学び希望基金奨学金
- ⑲ いわたの学び希望基金大学等進学支援一時金
- ⑳ 高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金貸付制度
- ㉑ タイプA
- ㉒ タイプB
- ㉓ タイプC
- ㉔ タイプD(大学等進学支援)

※各給付事業の詳細は、対応する番号のページをご確認ください。

○岩手育英奨学会HP <http://www.iwate21.net/ikuei-syougaku/>

○岩手県HP <ハイスクールガイド～岩手県立高校案内～令和5年度版> でも一部制度について掲載しております。

URL <https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/kyouiku/gakkou/senbatsu/1066239/index.html>

各給付制度の概要

制 度 名	① 高等学校等就学支援金制度 【学校教育費】 【被災関係】				
制 度 概 要	高等学校に在学する保護者等の所得が一定の額未満の生徒を対象に、最大36月（定時制及び通信制の課程においては48月）にわたり、授業料を支援する				
対 象	県立高等学校に在学する生徒				
要 件	次のいずれにも該当する方 (1) 過去に高等学校等を卒業、修了していない (2) 高等学校等に在学した期間が通算して36月（定時制、通信制の場合は48月）を超えていない (3) 保護者等の所得をもとに、算定した基準額が304,200円を超えない				
減免・給付額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全日制：9,900円/月 ・ 定時制：2,700円/月 ・ 通信制：190円/単位 	申 請 先	在学する県立高等学校	申 請 時 期	4月入学時及び7月 (2年生以降は7月)
		給 付 時 期	—	給 付 方 法	学校にて授業料等に充てる
ホームページ	https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/kyouiku/ippan/gyousei/1061714.html				
問い合わせ先	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在学する県立高等学校 ・ 県教育委員会事務局教育企画室予算財務担当 (019-629-6111) 				

※収入要件を満たさない場合でも、やむを得ない理由によって家計が急変した場合、高等学校等就学支援金家計急変支援制度の対象となる場合があります。

各給付制度の概要

制 度 名	② 県立高等学校授業料減免制度 【学校教育費】 【被災関係】				
制 度 概 要	大規模災害等により被害を受けた方並びに経済的理由により授業料の納付が困難な方に対して授業料を全額又は1/2の額を減免				
対 象	県立高等学校（全日制、定時制）に在学する生徒				
要 件	<p>次のいずれかに該当する方</p> <p>(1) 平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により、次のいずれかの被害を受けた方</p> <p>ア 震災の発生時に居住していた家屋が全壊又は半壊した方</p> <p>イ 震災の発生時に居住していた家屋が全焼又は半焼した方</p> <p>ウ 震災の発生時に居住していた家屋を流失した方</p> <p>エ 震災により保護者等主たる生計者が病気、死亡、行方不明又は失業等により世帯の収入が著しく減少をした（する見込みの）方</p> <p>オ 震災による福島第一原子力発電所において発生した事故に関し警戒区域内又は計画的避難区域内に存する住居からの立退きをした方</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に起因して、次のいずれかに該当することとなった方</p> <p>ア 生活保護を受給することとなった方</p> <p>イ 前号に準ずる方で、知事が経済的事情により就学が困難と認めた方</p> <p>(3) 生活保護を受給している方</p> <p>(4) 保護者等（授業料を援助する者）が不慮の災害、病気又は死亡のため、授業料を納付することが困難な方</p> <p>(5) 前各号に準ずる方で、知事が経済的事情により学業の継続が困難と認めた方</p>				
減免・給付額	・全日制：9,900円/月 全額又は1/2 ・定時制：2,700円/月 全額又は1/2	申 請 先	在学する県立高等学校	申 請 時 期	減免を受けようとする月分の納付期限の10日前
		給 付 時 期	—	給 付 方 法	保護者等に減免
ホームページ	https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/kyouiku/ippan/gyousei/1006229.html				
問い合わせ先	・在学する県立高等学校 ・県教育委員会事務局教育企画室予算財務担当（019-629-6111）				

各給付制度の概要

制 度 名	③ 岩手県高等学校専攻科修学支援金制度 【学校教育費】 【被災関係】				
制 度 概 要	高等学校等の専攻科に通う生徒が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図る				
対 象	県立高等学校の専攻科に在学する生徒 <u>(黒沢尻工業高校及び宮古水産高校のみ)</u>				
要 件	次のいずれにも該当する方 (1) 高等学校等専攻科を修了していない (2) 高等学校等専攻科に在学した期間が通算して24月（特別支援学校専攻科については36月）を超えない (3) 保護者等の所得をもとに、算定した基準額が51,300円を超えない				
減免・給付額	上記要件の基準額に応じる ・全額支給：9,900円/月 ・半額支給：4,950円/月	申 請 先	在学する県立高等学校	申 請 時 期	4月入学時及び7月
		給 付 時 期	—	給 付 方 法	学校にて授業料に充てる
ホームページ	https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/kyouiku/ippan/gyousei/1061713.html				
問い合わせ先	・在学する県立高等学校 ・県教育委員会事務局教育企画室予算財務担当（019-629-6111）				

各給付制度の概要

制 度 名	④ 特別支援教育就学奨励費制度 【学校教育費】				
制 度 概 要	就学のため必要な経費（教科書購入費、学校給食費、交通費、修学旅行費、学用品購入費など）について、その負担能力の程度に応じて、特別支援教育就学奨励費を支給				
対 象	県立の特別支援学校に就学する幼児、児童又は生徒の保護者及び県立の高等学校に就学する視覚障害のある生徒				
要 件	県立の特別支援学校に就学する方及び県立の高等学校に就学する視覚障害のある方で、教科用図書に代えて、拡大教科書または点字教科書を使用する方（教科用図書購入費のみ対象）				
減免・給付額	<ul style="list-style-type: none"> ・教科用図書購入費 ・寄宿舍料 ・学用品、通学用品購入費 など ※ 給付額は、世帯の収入額及び需要額により異なります。	申 請 先	在学する県立特別支援学校 又は県立高等学校	申 請 時 期	6～7月
		給付時期	8月、12月、3月	給付方法	保護者等に給付
ホームページ	https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/kyouiku/ippan/gyousei/1006221.html				
問い合わせ先	<ul style="list-style-type: none"> ・在学する県立特別支援学校 ・県教育委員会事務局教育企画室予算財務担当（019-629-6111） 				

※減免・給付を受ける内容によって、申請時期や給付時期、給付方法が異なりますので、詳しくは在学する学校に確認してください。

各給付制度の概要

制 度 名	⑤ 高等学校定時制課程教科書及び通信制課程教科書学習書給与制度 【学校教育費】 【被災関係】				
制 度 概 要	高等学校定時制課程の教科書並びに通信制課程等の教科書及び学習書を給与又は購入代金を全額給付				
対 象	高等学校定時制課程及び通信制課程等に在学する勤労青少年				
要 件	次のいずれかにも該当する方 (1) 世帯収入の額が生活保護法第8条第1項の規定による世帯の需要の額の1.5倍未満 (2) 有職者等				
減免・給付額	科目を履修するための教科書又は学習書費（通信制課程のみ）の購入代金	申 請 先	在学する県立高等学校	申 請 時 期	4月入学時
		給 付 時 期	決定してから14日後	給 付 方 法	保護者等に給付
ホームページ	https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/kyouiku/ippan/gyousei/1030489.html				
問い合わせ先	・ 在学する県立高等学校 ・ 県教育委員会事務局教育企画室予算財務担当（019-629-6111）				

各給付制度の概要

制 度 名	⑥ 岩手県公立高等学校学び直し支援金制度 【学校教育費】 【被災関係】				
制 度 概 要	高等学校等を中途退学した後、再び県内の県立高等学校で学び直す、保護者等の所得が一定の額未満の生徒に、高等学校等就学支援金支給期間の経過後も、卒業までの間、最大12月（定時制・通信制については24月）にわたって授業料の支援				
対 象	高等学校等を中途退学した者が、再び県内の高等学校等で学び直す生徒				
要 件	次のいずれにも該当する方 (1) 日本国内に住所を有する (2) 県内の公立高等学校に在籍している (3) 高等学校等を卒業又は修了していない (4) 高等学校等の通算在学期間が36月を超えている（定時制・通信制は48月） (5) 平成26年4月1日以降に高等学校等に入学している (6) 高等学校等を退学している (7) 保護者等の所得をもとに、算定した基準額が304,200円を超えない				
減免・給付額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全日制：9,900円/月 ・ 定時制：2,700円/月 ・ 通信制：190円/単位 	申 請 先	在学する県立高等学校	申 請 時 期	原則、就学支援金制度終了月の翌月
		給 付 時 期	—	給 付 方 法	学校にて授業料等に充てる
ホームページ	https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/kyouiku/ippan/gyousei/1006217.html				
問い合わせ先	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在学する県立高等学校 ・ 県教育委員会事務局教育企画室予算財務担当（019-629-6111） 				

各給付制度の概要

制 度 名	⑦ 岩手県高等学校体育連盟強化事業費補助金 【学校教育費】				
制 度 概 要	全国高等学校総合体育大会や県外の強化練習会等に参加する交通費・宿泊費を補助				
対 象	全国高等学校総合体育大会や県外の強化練習会等に参加する生徒				
要 件	全国高等学校総合体育大会に派遣される生徒				
減免・給付額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通費 ・ 宿泊費 (参加大会等により異なる)	申 請 先	各学校にて申請	申 請 時 期	対象大会に出場する1月前
		給 付 時 期	—	給 付 方 法	高等学校体育連盟を通じて学校へ補助
ホームページ					
問い合わせ先	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在学する県立高等学校 ・ 県教育委員会事務局保健体育課学校体育担当 (019-629-6189) 				

各給付制度の概要

制 度 名	⑧ 岩手県高等学校文化活動支援事業費 【学校教育費】				
制 度 概 要	全国高等学校総合文化祭の交通費・宿泊費を一部補助				
対 象	全国高等学校総合文化祭に参加する生徒				
要 件	全国高等学校総合文化祭に派遣される生徒				
減免・給付額	大会ごとに岩手県高等学校文化連盟が設定 ・交通費 ・宿泊費	申 請 先	岩手県高等学校文化連盟	申 請 時 期	6月
		給 付 時 期	10月	給 付 方 法	岩手県高等学校文化連盟を通して保護者等に給付
ホームページ					
問い合わせ先	・在学する県立高等学校 ・県教育委員会事務局学校教育室高校教育担当（019-629-6141）				

各給付制度の概要

制 度 名	⑨ 公立高等学校生徒等奨学給付金 【学校教育費】 【その他給付】 拡充				
制 度 概 要	授業料以外の教育費の負担を軽減するため、住民税所得割が非課税の世帯を対象に給付金を給付				
対 象	公立の高等学校等（高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校（1年～3年）、専修学校高等課程、高等学校専攻科、中等教育学校専攻科等）に在学している生徒（特別支援学校高等部の生徒を除く）の保護者等				
要 件	<p>下記のいずれにも該当する方</p> <p>(1) 保護者が岩手県内に居住していること</p> <p>(2) 児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていないこと</p> <p>(3) 保護者の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯又は生活保護（生業扶助）受給世帯であること。または、やむを得ない事情により家計が急変し、経済的理由から非課税に相当すると認められる世帯</p>				
減免・給付額	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護世帯（全定通）：32,300円 ・非課税世帯（全定）：第1子 122,100円 ・非課税世帯（全定）：第2子以降 143,700円 ・非課税世帯（通）：50,500円 ・非課税世帯（専攻科）：50,500円 （新入生を対象とした前倒し給付あり） （災害に伴う制服再購入加算あり） 	申 請 先	県内：在学する県立高等学校 県外：県教育委員会事務局教育企画室	申 請 時 期	7～9月
		給 付 時 期	10～11月	給 付 方 法	保護者等に給付
ホームページ	https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/kyouiku/ippan/koho/1006269.html				
問い合わせ先	<ul style="list-style-type: none"> ・在学する県立高等学校 ・県教育委員会事務局教育企画室総務担当（019-629-6109） 				

各給付制度の概要

制 度 名	⑩ 1人1台端末（学習用端末）の貸与 【学校教育費】 新規				
制 度 概 要	県立高等学校の授業で使用する1人1台端末（学習用端末）の貸与				
対 象	県立高等学校に在学する生徒				
要 件	公立高等学校生徒等奨学給付金受給世帯等で、学習用端末の準備が難しい家庭				
減免・給付額	・ 端末の貸与	申 請 先	各学校にて申請	申 請 時 期	—
		給 付 時 期	—	給 付 方 法	本人に貸与
ホームページ					
問い合わせ先	・ 在学する県立高等学校 ・ 県教育委員会事務局教育企画室学校教育情報化担当（019-629-6105）				

※特別支援学校高等部で使用する学習端末は、入学後に「岩手県特別支援教育就学奨励費」を活用して購入することになります。

各給付制度の概要

制 度 名	⑪ 県立高等学校入学選考料免除制度 【被災関係】				
制 度 概 要	大規模災害等により被害を受けた方に対して入学選考料を全額免除				
対 象	県立高等学校（全日制、定時制）を受検する方				
要 件	<p>次のいずれかに該当する方</p> <p>(1) 平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により、次のいずれかの被害を受けた方</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 震災の発生時に居住していた家屋が全壊又は半壊した方 イ 震災の発生時に居住していた家屋が全焼又は半焼した方 ウ 震災の発生時に居住していた家屋を流失した方 エ 震災により保護者等主たる生計者が病気、死亡、行方不明又は失業等により世帯の収入が著しく減少をした（する見込みの）方 オ 震災による福島第一原子力発電所において発生した事故に関し警戒区域内又は計画的避難区域内に存する住居からの立退きをした方 <p>(2) 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に起因して、次のいずれかに該当することとなった方</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 生活保護を受給することとなった方 イ 前号に準ずる方で、知事が経済的事情により就学が困難と認めた方 				
減免・給付額	<ul style="list-style-type: none"> ・全日制：2,200円 ・定時制：950円 	申 請 先	入学願書を提出する県立高等学校	申 請 時 期	入学願書を提出する日
		給 付 時 期	—	給 付 方 法	保護者等に減免
ホームページ	https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/kyouiku/ippan/gyousei/1006229.html				
問い合わせ先	<ul style="list-style-type: none"> ・入学願書を提出する県立高等学校 ・県教育委員会事務局教育企画室予算財務担当（019-629-6111） 				

各給付制度の概要

制 度 名	⑫ 県立高等学校入学料免除制度 【被災関係】				
制 度 概 要	大規模災害等により被害を受けた方に対して入学料を全額免除				
対 象	県立高等学校（全日制、定時制）に入学する方				
要 件	<p>次のいずれかに該当する方</p> <p>(1) 平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により、次のいずれかの被害を受けた方</p> <p>ア 震災の発生時に居住していた家屋が全壊又は半壊した方</p> <p>イ 震災の発生時に居住していた家屋が全焼又は半焼した方</p> <p>ウ 震災の発生時に居住していた家屋を流失した方</p> <p>エ 震災により保護者等主たる生計者が病氣、死亡、行方不明又は失業等により世帯の収入が著しく減少をした（する見込みの）方</p> <p>オ 震災による福島第一原子力発電所において発生した事故に関し警戒区域内又は計画的避難区域内に存する住居からの立退きをした方</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に起因して、次のいずれかに該当することとなった方</p> <p>ア 生活保護を受給することとなった方</p> <p>イ 前号に準ずる方で、知事が経済的事情により就学が困難と認めた方</p>				
減免・給付額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全日制：5,650円 ・ 定時制：2,100円 	申 請 先	入学する県立高等学校	申 請 時 期	4月 (入学許可の日から起算して15日以内)
		給 付 時 期	—	給 付 方 法	保護者等に減免
ホームページ	https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/kyouiku/ippan/gyousei/1006229.html				
問い合わせ先	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入学する県立高等学校 ・ 県教育委員会事務局教育企画室予算財務担当（019-629-6111） 				

各給付制度の概要

制 度 名	⑬ 県立高等学校通信制受講料免除制度 【被災関係】				
制 度 概 要	大規模災害等により被害を受けた方に対して通信制受講料を全額免除				
対 象	県立高等学校（通信制）に在学する生徒				
要 件	<p>次のいずれかに該当する方</p> <p>(1) 平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により、次のいずれかの被害を受けた方</p> <p>ア 震災の発生時に居住していた家屋が全壊又は半壊した方</p> <p>イ 震災の発生時に居住していた家屋が全焼又は半焼した方</p> <p>ウ 震災の発生時に居住していた家屋を流失した方</p> <p>エ 震災により保護者等主たる生計者が病気、死亡、行方不明又は失業等により世帯の収入が著しく減少をした（する見込みの）方</p> <p>オ 震災による福島第一原子力発電所において発生した事故に関し警戒区域内又は計画的避難区域内に存する住居からの立退きをした方</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に起因して、次のいずれかに該当することとなった方</p> <p>ア 生活保護を受給することとなった方</p> <p>イ 前号に準ずる方で、知事が経済的事情により就学が困難と認めた方</p>				
減免・給付額	・ 受講料：190円/単位	申 請 先	在学する県立高等学校	申 請 時 期	4月 (受講許可の日から起算して15日以内)
		給 付 時 期	—	給 付 方 法	保護者等に減免
ホームページ	https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/kyouiku/ippan/gyousei/1006229.html				
問い合わせ先	・ 在学する県立高等学校 ・ 県教育委員会事務局教育企画室予算財務担当（019-629-6111）				

各給付制度の概要

制 度 名	⑭ 県立高等学校寄宿舎料免除制度 【被災関係】				
制 度 概 要	大規模災害等により被害を受けた方に対して寄宿舎料を全額免除				
対 象	県立高等学校（全日制、定時制）に在学する生徒				
要 件	<p>次のいずれかに該当する方</p> <p>(1) 平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により、次のいずれかの被害を受けた方</p> <p>ア 震災の発生時に居住していた家屋が全壊又は半壊した方</p> <p>イ 震災の発生時に居住していた家屋が全焼又は半焼した方</p> <p>ウ 震災の発生時に居住していた家屋を流失した方</p> <p>エ 震災により保護者等主たる生計者が病氣、死亡、行方不明又は失業等により世帯の収入が著しく減少をした（する見込みの）方</p> <p>オ 震災による福島第一原子力発電所において発生した事故に関し警戒区域内又は計画的避難区域内に存する住居からの立退きをした方</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に起因して、次のいずれかに該当することとなった方</p> <p>ア 生活保護を受給することとなった方</p> <p>イ 前号に準ずる方で、知事が経済的事情により就学が困難と認めた方</p>				
減免・給付額	・寄宿舎料：700円/月	申 請 先	在学する県立高等学校	申 請 時 期	減免を受けようとする月分の納付期限の10日前
		給 付 時 期	—	給 付 方 法	保護者等に減免
ホームページ	https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/kyouiku/ippan/gyousei/1006229.html				
問い合わせ先	・在学する県立高等学校 ・県教育委員会事務局教育企画室予算財務担当（019-629-6111）				

各給付制度の概要

制 度 名	⑮ いわたの学び希望基金教科書購入費等給付事業 【被災関係】				
制 度 概 要	東日本大震災津波に被災した生徒等に対し、教科用図書購入費、高等学校等の入学に要する経費及び修学旅行費の全部又は一部を給付				
対 象	岩手県内の公立高等学校（専攻科及び別科を除く）及び高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る）に在学している方				
要 件	<p>下記のいずれにも該当する方</p> <p>（1）平成23年度東北地方太平洋沖地震及び津波により、次のいずれかの被害を受けた方</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 住居の全壊又は半壊 イ 住居の全焼又は半焼 ウ 住居の流失 エ 保護者の死亡、行方不明、長期入院、勤務先の被災など オ 福島原発事故により平成23年4月に原子力災害対策本部長が指示した警戒区域又は計画的避難区域からの避難のための立退き <p>（2）道府県民税所得割額と市町村民税所得割額とを合算した額が、85,500円未満の世帯の方</p>				
減免・給付額	<ul style="list-style-type: none"> ・教科用図書購入費：15,000円 ・高等学校等の入学に要する経費：250,000円 ・修学旅行費：実費（90,000円上限） 	申 請 先	在学する県立高等学校、 県教育委員会事務局学校教育室	申 請 時 期	6～12月
		給 付 時 期	6～12月	給 付 方 法	保護者等に給付
ホームページ	https://www.pref.iwate.jp/shinsaifukkou/saiken/kyouiku/1002568.html				
問い合わせ先	<ul style="list-style-type: none"> ・在学する県立高等学校 ・県教育委員会事務局学校教育室学校企画調整担当（019-629-6136） 				

各給付制度の概要

制 度 名	⑯ いわたの学び希望基金被災地生徒運動部活動支援費補助金 【被災関係】				
制 度 概 要	平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により被災した生徒の運動部活動を支援するため、県大会、東北大会及び全国大会への出場に要する経費の一部を補助するもの並びに各体育連盟の負担金・入会金・分担金を補助				
対 象	平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及び津波により次の被害を受けた生徒				
要 件	次のいずれかに該当する方 (1) 住居の全壊・半壊等の被害 (2) 保護者の死亡、行方不明、長期入院、勤務先（自営業者にあつては、その業を営む場所）の被災その他これらに類する事由				
減免・給付額	・ 交通費 ・ 宿泊費 (参加大会により異なる)	申 請 先	各学校にて申請	申 請 時 期	対象大会に出場する1月前
		給 付 時 期	—	給 付 方 法	高等学校体育連盟を通じて学校へ補助
ホームページ	https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/sports/1007339/1043990.html				
問い合わせ先	・ 在学する県立高等学校 ・ 県教育委員会事務局保健体育課学校体育担当 (019-629-6189)				

各給付制度の概要

制 度 名	⑰ いわたの学び希望基金被災地生徒文化活動支援費補助金 【被災関係】				
制 度 概 要	平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により被災した生徒の県・東北・全国大会に参加する交通費・宿泊費等を補助				
対 象	平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及び津波により次の被害を受けた生徒				
要 件	次のいずれかに該当する方 (1) 住居の全壊・半壊等の被害 (2) 保護者の死亡、行方不明、長期入院、勤務先（自営業者にあつては、その業を営む場所）の被災その他これらに類する事由				
減免・給付額	・交通費 ・宿泊費 (参加大会により異なる)	申 請 先	岩手県高等学校文化連盟、 一般社団法人岩手県芸術文化協会 等	申 請 時 期	5月
		給 付 時 期	10月	給 付 方 法	関係団体(高文化連盟、 芸術文化協会)を通して 保護者等に給付
ホームページ	https://www.pref.iwate.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/006/810/jimutoriatukai1.pdf				
問い合わせ先	・在学する県立高等学校 ・県教育委員会事務局学校教育室高校教育担当 (019-629-6141)				

各給付制度の概要

制 度 名	⑱ いわたの学び希望基金奨学金 【その他給付】				
制 度 概 要	東日本大震災津波で親を亡くした子どもに対し奨学金を給付				
対 象	学校に在籍する児童、生徒等				
要 件	東日本大震災津波に被災により、親を亡くした又は親が行方不明となった児童、生徒等				
減免・給付額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期金（高校生）：50,000円/月 ・ 高校卒業一時金 卒業後の住居区分（自宅）：300,000円 卒業後の住居区分（自宅外）：600,000円 	申 請 先	県教育委員会事務局教育企画室	申 請 時 期	定期金：4月 一時金：4～5月
		給 付 時 期	定期金：7月、11月、3月 一時金：受理した月の翌々月末まで	給 付 方 法	定期金：本人に給付 一時金：本人に給付
ホームページ	https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/kyouiku/ippan/koho/1006260/1006262.html				
問い合わせ先	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在学する県立高等学校 ・ 県教育委員会事務局教育企画室総務担当（019-629-6108） 				

各給付制度の概要

制 度 名	⑱ いわたの学び希望基金大学等進学支援一時金 【その他給付】				
制 度 概 要	東日本大震災津波により被災した低所得世帯の高校生等に対して大学等への進学に必要な経費を給付				
対 象	県内の公立高等学校（専攻科及び別科を除く。）、公立特別支援学校（高等部）及び高等専門学校を卒業し、大学、短期大学、専門学校、高等学校の専攻科等に進学した者の父母等				
要 件	下記のいずれにも該当する方 （１）平成23年度東北地方太平洋沖地震及び津波により、被害を受けた方 （２）道府県民税所得割額と市町村民税所得割額とを合算した額が、85,500円未満の世帯の方				
減免・給付額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 進学後の住居区分（自宅）：300,000円 ・ 進学後の住居区分（自宅外）：600,000円 	申 請 先	県教育委員会事務局教育企画室	申 請 時 期	大学等に入学した月の翌月まで
		給 付 時 期	受理した月の翌々月末まで	給 付 方 法	父母等に給付
ホームページ	https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/kyouiku/ippan/koho/1006260/1006265.html				
問い合わせ先	・ 県教育委員会事務局教育企画室総務担当（019-629-6108）				

各給付制度の概要

制 度 名	⑳ 高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金貸付制度 【その他給付】				
制 度 概 要	修学資金月額14,000円を貸し付ける				
対 象	高等学校定時制課程及び通信制課程等に在学する勤労青少年				
要 件	<p>次のいずれにも該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 県内高等学校定時制課程及び通信制課程等に在学している又は県内に居住して広域通信制課程の高等学校に在学している (2) 経常的収入を得る職業に就いている又は労働の意思や能力があるにも関わらず離職の状態である (3) 公益財団法人岩手育英奨学会の奨学金の貸付を受けていない (4) 世帯の収入が基準額未満である (5) 教科の履修状況等が基準に該当する（単位制又は通信制課程の場合） 				
減免・給付額	・ 14,000円/月	申 請 先	在学する県立高等学校	申 請 時 期	4月入学時
		給 付 時 期	決定してから14日後	給 付 方 法	保護者等に貸付
ホームページ	https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/kyouiku/ippan/gyousei/1030490.html				
問い合わせ先	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在学する県立高等学校 ・ 県教育委員会事務局教育企画室予算財務担当（019-629-6111） 				

各給付制度の概要

制 度 名	②1 タイプA 【岩手育英奨学会】				
制 度 概 要	高等学校又は専修学校（高等課程）に在学するために奨学金を貸与する				
対 象	<p>【予約】 中学校3年生に在学し、翌年度に高等学校又は専修学校（高等課程）に進学を希望する人</p> <p>【在学】 高等学校又は専修学校（高等課程）に在学している人</p> <p>【緊急】 高等学校又は専修学校（高等課程）に在学し、概ね1年以内に家計が急変したため奨学金を希望する人</p>				
要 件	<p>【予約】 学力、人物、健康、家庭の経済状況等総合判定により審査（200人程度）</p> <p>【在学】 学力、人物、健康、家庭の経済状況等総合判定により審査（500人程度）</p> <p>【緊急】 概ね1年以内に家計急変（収入3割減）の事由が生じた</p>				
減免・給付額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国公立 （自宅）18,000円/月 （自宅外）23,000円/月 	申 請 先	岩手育英奨学会 （学校を通じて申込）	申 請 時 期	<p>【予約】 9月</p> <p>【在学】 4月</p> <p>【緊急】 7月～1月</p>
		給 付 時 期	2か月に1回（奇数月）	給 付 方 法	本人に貸与
ホームページ	http://www.iwate21.net/ikuei-syougaku/0601_2303_ta.html				
問い合わせ先	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在学する学校 ・ 岩手育英奨学会（019-623-2050） 				

※詳しい基準については、在学する学校又は岩手育英奨学会へお問い合わせください。

※私立に在学する場合も対象となります。

各給付制度の概要

制 度 名	㊷ タイプB 【岩手育英奨学会】				
制 度 概 要	翌年度に県内の高等学校全日制課程に進学を希望する人に貸与				
対 象	中学3年生（中学校卒業後1年以内）に在学し、翌年度県内の高等学校全日制に進学を希望する人				
要 件	学力、人物、健康、家庭の経済状況等総合判定により審査（200人程度）				
減免・給付額	【貸与金額】 次の5つから選択（月額変更不可） ・ 15,000円/月 ・ 20,000円/月 ・ 25,000円/月 ・ 30,000円/月 ・ 35,000円/月 【入学一時金】 希望の有無を選択。希望する場合、次の4つから選択 ・ 50,000円 ・ 100,000円 ・ 150,000円 ・ 200,000円	申 請 先	岩手育英奨学会 （学校を通じて申込）	申 請 時 期	9月
		給 付 時 期	2か月に1回（奇数月）	給 付 方 法	本人に貸与
ホームページ	http://www.iwate21.net/ikuei-syougaku/0202.html				
問い合わせ先	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在学する学校 ・ 岩手育英奨学会（019-623-2050） 				

※詳しい基準については、在学する学校又は岩手育英奨学会へお問い合わせください。

各給付制度の概要

制 度 名	㊸ タイプC 【岩手育英奨学会】				
制 度 概 要	東日本大震災津波等により被災し、高等学校又は専修学校（高等課程）に在学するために奨学金を貸与する				
対 象	東日本大震災津波等により被災し、高等学校又は専修学校（高等課程）に在学している人				
要 件	<p>次の（１）及び（２）のいずれにも該当、又は（３）に該当する</p> <p>（１）県内に住所を有する保護者等である家計支持者が東日本大震災津波等により被災し、下記のいずれかに該当する者</p> <p>ア 家計支持者の居住する家屋の全壊・大規模半壊・半壊・全焼・半焼</p> <p>イ 家計支持者の死亡、行方不明</p> <p>ウ 家計支持者の勤務先等が被災したことによる家計急変（収入が3分の2程度以下に減少）</p> <p>（２）次のいずれかの奨学金事業等の貸与又は給付を受けていない者</p> <p>ア 都道府県による貸与型奨学金事業</p> <p>イ 東日本大震災により被災した高等学校等の生徒に対する、都道府県による給付金型事業（一時的な支援を行う給付金等を除く。）</p> <p>（３）その他、学校長が特に必要と判断し、岩手育英奨学会長が（１）ア～ウと同程度と認める者で（２）に該当する者</p>				
減免・給付額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国公立 （自宅）18,000円/月 （自宅外）23,000円/月 	申 請 先	岩手育英奨学会 （学校を通じて申込）	申 請 時 期	6月
		給 付 時 期	2か月に1回（奇数月）	給 付 方 法	本人に貸与
ホームページ	http://www.iwate21.net/ikuei-syougaku/0202.html				
問い合わせ先	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在学する学校 ・ 岩手育英奨学会（019-623-2050） 				

※詳しい基準については、在学する学校又は岩手育英奨学会へお問い合わせください。

※私立に在学する場合も対象となります。

各給付制度の概要

制 度 名	⑭ タイプD（大学等進学支援） 【岩手育英奨学会】				
制 度 概 要	大学等進学に要する費用（模試代等）の負担を軽減するため、住民税所得割が非課税の世帯の高校2年生を対象に奨学金を貸付				
対 象	県内の高等学校又は専修学校（高等課程）の第2学年に在学する生徒				
要 件	道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯				
減免・給付額	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付額：150,000円 【返済免除要件】 ・県内の4年制大学へ入学した場合 ・その他の学校へ進学し、卒業後一定期間県内企業に就職した場合 	申 請 先	岩手育英奨学会	申 請 時 期	9月
		給 付 時 期	高校2年生の3月期	給 付 方 法	本人に貸与
ホームページ	http://www.iwate21.net/ikuei-syougaku/0204.html				
問い合わせ先	<ul style="list-style-type: none"> ・在学する学校 ・岩手育英奨学会（019-623-2050） 				

※詳しい基準については、在学する学校又は岩手育英奨学会へお問い合わせください。